7　Summary

⑴　Subject matter of the contract : Design of bridge to Iinuma west viaduct of the Metropolitan area center communication Expressway

⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 15 November 2019

⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 14 January 2020

⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toru Yoshimine, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.

⑸　Classification of the services to be procured : 42

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Sanako Yazawa, Deputy Manager of a Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama prefecture, 330―0854 TEL : 048―631―0020

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり競争参加資格確認申請書の提出を招請します。

令和元年10月31日

阪神高速道路株式会社契約責任者

管理本部長　芝池　利尚

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和元年阪神高速公告第30号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　喜連瓜破橋大規模更新工事

⑶　工事場所　大阪府道高速大阪松原線（14号松原線）（大阪市平野区喜連西～瓜破西付近）

⑷　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプ及び段階選抜方式を併用する試行工事である。

競争参加希望者の中から、競争参加資格を有しかつ一定の技術評価点を有する複数者を選抜し、阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）との間で締結される基本協定に基づき、設計業務を実施し、各者の設計業務成果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。その後、基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には工事の契約を締結する。

⑸　本工事は、14号松原線喜連瓜破付近の３径間連続ＰＣ有ヒンジ箱桁橋における中央ヒンジ部垂れ下がり等を解消するため、既設橋梁の撤去及び橋梁の架設について施工法の検討及び設計・施工を行うものである。

⑹　工期

業務期間　契約締結日の翌日から約12ヶ月間（技術提案を含む業務内容に基づき、契約締結時に決定する。）

工事期間　工事契約時に設定する。（本工事は余裕期間制度の適用対象外である）

⑺　契約内容

業務　現地踏査　１式
既設橋梁撤去に関する検討　１式
新設橋梁の構造形式
及び架設に関する検討　１式
施工及び仮設計画検討　１式
上部工概略設計　１式

工事　工事延長　Ｌ＝154m
既設橋梁撤去工　１式
橋梁上部工　１式
仮設工　１式
共通仮設費　１式
詳細設計費　１式

⑻　参考額

業務参考額　競争参加者からの見積を踏まえて設定する。なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。

工事参考額　約180億円（税込）（予算規模額）。なお、参考額は単なる目安であり、契約金額を制限するものではない。

⑼　本工事は、全ての競争参加者から競争参加資格確認申請書提出時に設計業務費見積書及び設計業務工程表の提出を求める工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。

⑿　本工事は、三者会議の対象工事ではないが、受注者が三者会議の開催の要請をした場合については、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き三者会議を実施することができる工事である。

⒀　本工事は、週休２日化を促進する試行工事（受注者希望方式）である。（週休日は、現場閉所とする。）なお、受注者は、週休２日について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。また、週休２日の取得実績に応じて、工事成績評定で加点評価する。

⒁　本工事は、本工事の契約締結実績について、今後発注される同一の工事種別「橋梁（Ｐ・Ｃ）」の「技術的難易度の高い工事の受注実績評価対象工事」の技術評価項目において加点対象とする「技術的難易度の高い工事指定」の試行工事である。

⒂　本工事は、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）による参加を認める工事である。

2　競争参加資格

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　一般競争参加資格の認定　設計業務の見積合せまでに下記に示す条件のうち必要な条件を満たすこと。詳細は２⑷による。

・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る2017～2020年度の一般競争参加資格を有すること

・阪神高速における建設工事の「橋梁（Ｐ・Ｃ）」、「橋梁（メタル）」に係る2019・2020年度の一般競争参加資格のいずれか又は両方を有すること

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　企業の形態及び施工能力点　次に掲げる①又は②のいずれかの条件を満たしている者であること。

①　架替え後の橋梁形式について鋼道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合

１）単体の場合　以下に示す全ての資格を有する者。

・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定

・阪神高速における「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（以下「施工能力点」という。）が1150点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1150点以上のいずれか又は両方

２）特定ＪＶの場合　以下に示す代表者と構成員から構成される２者又は３者。

ア）代表者は上記１）に同じ。

イ）構成員は阪神高速における「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る施工能力点が1150点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1150点以上のいずれか又は両方。